

第13回人権救済条例見直し検討委員会議事録

1 日時等

- (1) 開催日時 平成19年5月31日(木)午後2時30分～4時30分
- (2) 開催場所 鳥取県庁第22会議室(鳥取市東町)
- (3) 出席者名 永山会長、朝倉委員、大田原委員、田村委員、長井委員、中村委員、樋口委員、安田委員
瀧山総務部長、柴田総務部次長、磯田人権局長、安田人権推進課長
鳥取タンポポの会、特定非営利活動法人子どもセンターぼちぼち、
特定非営利活動法人こども未来ネットワーク、鳥取県PTA協議会前会長増田孝二さん

(4) 議 事

- ア 人権救済制度(子どもの人権問題)の状況について
- イ 次回の開催等について

(5) その 他

- ア 公開又は非公開の別 公開
- イ 傍聴者数 約10人

2 議 事

(1) 人権救済制度(子どもの人権問題)の状況について

当団体は子どもからの相談を電話で受けている。子どもの話をありのまま聞くことが中心で、人権侵害を受けたと訴えられるような相談はほとんどない。ただ、中には親との性交渉について相談されることがあり、こういった問題は大人による侵害といえると思う。人権救済条例についてこれまで身近な問題と考えられず、子どもの人権問題を行政が個別に救済する条例の必要性はよくわからない。

当団体では不登校になった子どもの居場所としての活動、家庭に問題のある子どもの生活の場を提供する活動をしている。

家庭の問題には、DV、虐待の中で育った子どもが自分がいなくなった場合残された家族がどうなるのかを気遣い親と一緒に暮らすことを望むため周囲が虐待に気づいても親子分離ができない事例、親が子を溺愛し異常にかばうなど養育としては問題があっても子ども自身は問題だと感じていない事例など一律的な対応が困難な事例がある。

また、親の愛情を受けずに育ち、見ず知らずの人との性交渉によって自分の存在感、満足感を得る子がおり、その子は夜繁華街へ出かけていく。成人であれば自己責任であろうが、未成年なので外出させないようにすると、自分が外出することは自由だと言う。また、糖尿病で食事制限している子がケーキを食べたいと言い、食べる権利があると言う。このように、子どもの権利、主張だけを認めることは不適切な場合があり、自由の尊重と適切な指導との調整についてよく考える必要がある。

家庭の中では暴力や人権侵害が起こりうる。児童相談所の権限が強化されることはよいが、子どもを養育するのは家庭だけではない。家庭から逃げ出せる仕組みも必要である。われわれのような家庭以外の場所も、生活の場として子どもたちを支える環境を用意しており、広く認知されればよいと思う。

子どもに対しては、一時的に罰則だけで接するのではなく、中・長期的に接することが必要で、子どものことをきちんと理解できる人が接することが必要である。

不登校の子どもたちの大半は、学校でいじめや体罰などの人権侵害を受けた子どもである。そういった状況が考慮されず適応指導教室へ行くよう促されたり、カウンセリングを受けるよう指導される。しかし、子どもたちがフリースクールに行かざるを得ないのは学校の中に居場所がないからであって、現在の学校の指導方法は不登校の解決にはならない。

学校の中で人権侵害だと相談していける適切な場所がない。また学校に対して子どもや親がものを言えない実態がある。相談しても校長に伝わらなかったり、逆に伝えてほしくない場合でも筒抜けになったりしている。学校、教育委員会が関与しない子どものための第三者機関が必要だと思う。

他県の事例で、新潟の中学校の男子生徒が他の生徒から悪ふざけでズボンをおろされズボンと一緒に下着も脱げたため衝動的に自殺したことについて、調査を行った中学校はいじめではないと報告した。これでは自殺した子の両親は納得しない。沖縄では学校内でのいじめの事案に対し弁護士会が勧告した事例もある。学校側にはいじめが重大な人権侵害だという認識がなく弁護士会の勧告などがなされなければその場限りの対応に終始し、うやむやにされ、子どもだけが傷ついて終わりになる。東京ではタイヤを積み上げた遊具の上から他の児童に落とされ頸椎をねんざした子どもについて、怪我は軽いのでこの程度で学校を休ませるのは親のネグレクトであるとして学校が児童相談所へ通報した事例もある。

人権救済条例は少なくともいじめや不登校にはなじまないと考える。学校での問題については司法での解決ではなく司法に訴えない調停、仲裁、あっせんなどADRに基づく解決の方がより適切だと思われる。

子どもの問題は、大人が子どもを指導するのではなく、大人たちがどう生活し、それを子どもたちがどのように見て育っていくかということが重要である。そのためにはまず親自らが変わらなければいけないと考えている。そういった視点でPTAは人権に関する研修会などを行っている。

子どもの命にかかわる人権問題は誰かが必ず守らなければいけない。子どもと親の関係はすべての家庭で同じではなく、基準やマニュアルのようなものはないし、隣家に相談して解決するものではない。

子どもを守るのはまず親だが、今の社会ではすべての子どもが親から守られているわけではないので、子どもの権利を尊重することを法令で明記することは有意義なことだと考える。

教員はとても多忙である。学校での子どもの問題を教員だけの問題としてしまっただけでは解決しない。ある中学校でのいじめに関する保護者アンケートで、いじめる側よりもいじめられる側が悪いと答えた保護者が20%強いたそうであるが、親がそういう考えでは子どももそう考えるのは当然でいじめはなくなるならない。

子どもは明確ないじめや体罰はなくても周囲の状況や教員の発言によって心が傷つき不登校になるケースもある。こういう問題をどうすべきかよく考える必要がある。

スクールカウンセラーは制度上の位置づけが不明確で、機能していない。学校側は何でも相談してくださいというが、プライバシーの保護の意識がなく相談内容が周りに筒抜けになる。また適応指導教室の指導、先生の呼び捨ての問題など、子どもの心を守るという意味が欠けている多くの事実がある。

学校は子どもを管理監督して統制するという意識ばかりで人権を尊重する意識がない。体罰は存在し、非行行為があるとすぐ警察が介入したり出席停止処分などで排除するなど、人権の観点から見れば違法な状態が広がっている。本日挙げた事例は氷山の一角と感じている。これらは公権力による人権侵害であり、オンブズやADR、第三者機関の設置といった何らかの救済システムが必要と考える。

子どもの人権に対する大人の意識が乏しい。子どもの権利条約を批准して10年以上経過しているが一般の人の認知度は低い。行政による普及、啓発活動が不十分である。子どもを守るのは大人の責任であり、条約を批准したのは大人である。

児童福祉司が各福祉事務所へ常駐され始めた頃はある程度経験もあり適正に対応できる人が配置されていたが、昭和50年代から、行政で一般採用された人なら誰でもできるという考えが広まり児童福祉司が配置されている。鳥取県では最低限の福祉の専門の勉強をした人を児童福祉司として採用しているが、それでも採用後すぐに経験もないまま従事させられ、さらにすぐ配置転換されるため、児童福祉の仕事に対し高い意欲をもって継続的に取り組もうという人材が少ない。このような状況では虐待による死亡事件はなくならないと思う。

司法の役割も重要で、例えばイギリスでは児童福祉司個人に子どもを措置する権限が与えられており、

措置をした後、調書を作成し裁判所へ提出し、裁判所が承認するという仕組みとなっている。日本も児童相談所は強い権限を持っている。即効性もある。児童相談所の権限で対応できない場合は児童福祉審議会もある。しかし制度はあっても実際に有効に使えていない。行政の姿勢があいまいなまま活動している。

子どもについては子どもを見守るための第三者機関が必要と考える。

子どもに対する親としての立場は、幼少期の守る、保護するという立場と、成長するにつれ個人として尊重するという立場とがある。子ども側から言えば保護される権利と個人として尊重される権利である。救済されるべき事案はたくさんあると思う。出席者の方によると学校と直接関係のない第三者機関が必要ということであるが、その機関が何をどのようにして救済するのか、具体的な考えがあればお聞きしたい。

例えば埼玉県、川崎市などのようなオンブズ制度があげられる。オンブズ制度により、双方の意見を聞きながら事実を把握し解決を図ることができる。当事者が子どもだけの場合と行政や学校が当事者である場合では違う取扱いが必要となる。子どもは10才以上であればゆっくり時間をかけて話しを聞けば自らが判断していける。学校の保健室、相談室で対応するのは無理である。例えば中学校区ぐらいに1つの機関、例えば公民館、児童館といった施設に専門に対応できる人が配置されるのが望ましい。10歳未満であれば保護者などがその補佐人として対応することになるであろう。学校や行政が当事者の場合は県レベルで対応を考えねばならないこととなる。

児童の権利条約には3つの柱がある。安全を保護される権利、成長、発達を保障される権利、そして参加の権利である。意見表明の権利も参加の権利の中に盛り込まれている。髪型を決める権利も含まれる。こういうアイデンティティーといった権利を含め、子どもの権利をどういうふうに保障するかの共通認識が必要。ワークショップといった具体的な実践が必要。

現在、施設内では生存の権利などが脅かされている子どもがいる。施設内では子どもの間で力の支配もあるし違法な行為も起きる。そのような場合、欧州などでは集団では対処できないためその子を家庭に引き取るなど個別な対処する。日本ではできていない。職員体制も十分ではない。施設の子どもは人生を通じて成長が阻害されている。このような制度不備を国へ提言する委員会であれば有効。しかし、行政から独立した委員会でなければ機能しない。完全な独立は無理であるが、ではどうすれば独立性を担保できるかといえば高い専門性を持った自覚のある人を委員会に配置することが必要である。専門性が権力に対する抵抗力になる。専門性を持って介入し、個々のケースでは糾弾ではなく利害調整などソフトな対応をする。そういう取組みをオーソライズする条例であれば有効だが、まず条例、委員会ありきの問題ではない。

学校の中で起こっていることを監視するものと子ども同士の問題や家庭での問題に関与するものでは第三者機関としての性質も違ってくる。後者の場合には加害者が被害者である場合もある。第三者機関がどのように介入していくのか。

例えばイギリス、ニュージーランドなどでは予防教育が行なわれている。いじめに遭った時どうすればいいのか、現場で予防の教育をきちんとする必要がある。問題があったときの第三者機関の介入の方法について、日本の場合は親が入ってきて混乱するが、外国では子どもが子どもの相談に応じるピアカウンセリングなどのシステムも効果を上げている。いじめがあれば第三者機関や児童相談所など学校外の組織が関わって対応し、事後に事案を学校へフィードバックしその後の予防教育へつなげることもできる。予防教育、問題があった場合の介入、そしてその後の事後処理を区切ることなく続けていくことが有効である。

虐待等事件性のあるものについては第三者機関が最後まで関わる必要がある。また家庭の問題と学校の問題とではその関わり方は違う。

アイデンティティーの保障の話について、例えば茶髪が悪いということをも自分で認められない子はそ

のまま学校に通わせて自己主張させてみる、そこで経験したり考えたりしたことを成長に繋げられるように後押しできるセンスのある大人が多くいればよいと思う。

人権侵害を受けた子どもの救済とは、子どもの心の中に入り健全に成長し人間らしく生きることを保障していくことであるとすれば、救済に当たってカウンセリングや心理的療法といった能力が必要となるが、それを担える人材が県内に多くいるのであろうか。スクールカウンセラー等では役に立たないので第三者機関が必要であるとした場合、第三者機関が本当にそのような役割を担うのか、また担えるのか疑問。

児童相談所の抱える難しい事案を引き受けて、対処方法を児童相談所へ提案するという機関を作ろうと考えている自治体もある。第三者機関には家族の成長と子どもの成長を支援できる専門的な能力が必要である。子育てには能力が必要だが、共働きで夜遅くまで仕事をしている大人たちに子育ての教育をするのは難しい。子どもを預かる保育園も限界にきており、そういった役目を担う子育ての専門性を持つ機関があれば有効。

子どもの人権を広く子どもの発達する権利ととらえ、それを阻害するものを人権侵害として条例で扱うのは難しい。また、第三者機関が必要との意見は人権侵害全般についてではなく、子どものものについては必要ということであろう。

川西市の条例には調整、勧告などのほかに公の機関への施策提言機能があるが、子どもの問題について行政へ施策を講じるよう提言する機能を鳥取県の条例に取り入れることは問題の解決に向けて有効となるかどうか。

子どもに対する深い理解と専門性を持った人が施策を提言していくという形であれば有効であろうか。普通に考えておかしいことが学校では行われている。子どもが相談でき、相談を受けて学校に対して対応がおかしいとアドバイスできる場所があればと感じている。

救済を子どもの成長といった長期的な視点でとらえるのではなく、例えば命に関わるような侵害の救済であれば条例で対応可能なものもあると思うが、行政が作った窓口子どもが相談に来るだろうか。どうすれば子どもが相談できると考えるか。

一番多いのは電話による相談と思う。チャイルドラインのように電話番号を記したカードを子どもに配布すれば、子どもは夜中でも電話をかけてくる。

川崎市や川西市のように第三者機関と子どもが向き合い相談を受ける、そして学校等にきちんと勧告できる姿勢を示すことも大切である。

子どもは権利の主体であるが、発達途上であり、第三者機関が単独の子どもと関わるのではなく、NPO団体などが子どもを支えた上で第三者機関が関わるということが重要ということであろう。

子どもは家族、学校の中で生きざるを得ないと考えられているが、生活場所で自ら人権を主張できない子どもには学校、家族以外の場所が機能しなくてはいけない。例えば地域でも良く、いきいきと暮らせる場所があるということ。極端かもしれないが家族がいない方がいい子もいる。そういった子どもの生活の場がもっと必要である。

子どもの問題に限らずあらゆる人権の問題については専門性が必要。人権救済機関が準司法的解決を目指すのであれば専門性と独立性が必要。例えば司法であれば司法の枠組みの中で解決できるため、子どもについての専門性はなくても法律の専門性さえあれば解決できる。しかし、救済機関が個別救済だけでなく関係調整などをするのであればそれぞれの分野の専門性が必要。安易に制度を作ろうとしても無理であって、じっくりと政策として取り組む必要がある。

自身も子どもからいじめの相談を受け、医師から学校へ掛け合ってもらい学校に対応してもらったことがある。相談を受けたら必死で解決するという姿勢をそれぞれの相談機関には持ってほしい。

いじめの問題に介入することは難しく、介入することにより逆にいじめられていた子が自殺するといったこともある。自分の関わった例では、母親も校長に対し対応は求めたが糾弾はしなかった。介入す

ることが適切でないことも多く、子どもの問題はとても難しい。

子育ては専門性という意見があったが、自分はそうばかりではないと思う。専門家が関わらないといけないケースもあると思うが、当たり前な生活を子どもに与えることが大切で、それで子どもは元気になる。

子どもには、寄り添う人、専門的な見地に関わる人、実際に救済を行う人が関わっていかなくてはならないという気がする。

PTA という組織はいじめに対して具体的に機能できているものか。

当事者同士、保護者間の中に入り関わることはあるが、よほどの重大な問題でない限り個々の問題にPTA 全体として動くことは困難。役員として保護者から相談されることはあり一緒になって何ができるかという話をするが、全体として取り組むとなると、当事者の子どもをはじめ周りの子どもがどう感じるか分からない。またそれぞれの立場等のある保護者が一体になることは難しい。講演やワークショップのような啓発等の取り組みはするが、個々の解決に乗り出すのは難しい。

学校の教員はここ10年ほどで大変多忙となっている。職員室で教員同士話ができない。隣の先生にも相談できない。校長へも報告できない。そういう密室の状態である。また、子どもの心身の健康に関わる養護教員は低い立場におかれている。両親は仕事で夜遅くまで帰ってこないが、家庭だけの責任ではない。社会全体での取り組みが必要。しかしそういった内容を条例で規定できるかという点と難しいと思う。

(会長) 子どもの意見を尊重することと子どもを保護することについての意見があったが、それについてはどうか。

先に紹介した夜外出したがる子どもや甘い物を欲しがる糖尿病の子どもの例のように、著しく子どもの不利益になるものは大人が介入し保護しないといけないが、子どもの意見とは対立してしまう。その際に正当な判断をされる第三者機関があればいいと思う。

子どもの意見を尊重することと子どもに従うことは別である。違法行為をしたがる子どもに好きにやらせるというのは最低の対応であって逆にその子の人権を保障していないことになる。

大人が子どもの発達の本当の保障をしていないということが問題である。

いじめがあった時、教員同士で解決できる場合はよいが、学校だけでは解決できない時はPTAにも協力を訴えている。学校、PTA、地域が一体となって取り組む必要がある。

また、学校の中で養護教員は子どもと直接接する立場にあり、一番重要である。

子どもは大人へは訴えず、まず友達、次が親、最後に教員に相談する。このように教師と子どもとの人間関係が希薄になっている。

(会長) 今回で当事者からの聞き取りを終え、次回からは法的整理、答申案づくりを行う。

検討資料としてこれまでの検討における意見をまとめた資料を提出しているが、これは委員会で合意したものではなく出された意見を整理したもの。また次回は条例の前提となる「人権」、「行政による救済」などについても検討したい。

(2) 次回の開催等について

次のとおり開催することが決定された。

ア 日程等 平成19年6月28日(木)午後1時30分から3時30分まで県庁第22会議室

イ 検討内容 人権救済条例の法的整理について